

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター
第 66 号 2020 年 2 月

HEADLINE

本号では、2019年10月16日に法務省赤れんが棟において、法務総合研究所国際協力部及び当財団が共催した公開セミナー「商業を取り巻く法制等－モンゴル－」について法務省法務総合研究所国際協力部教官 小島麻友子氏の実施報告書を掲載します。

公開セミナー実施報告書 ～モンゴルの商業を取り巻く法制等について～

法務省法務総合研究所国際協力部
教官 小島麻友子

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部は、2019年10月13日（日）から同月19日（土）までの間、モンゴル最高裁判所の判事等10名を日本に招いて、昨年度に引き続き2回目となる商取引に関連する法制度の共同研究を実施しました。

その共同研究期間中の10月16日、法務省赤れんが棟において、公益財団法人国際民商事法センター及び当部の共催により、公開セミナー「商業を取り巻く法制等－モンゴル－」を開催しました。

このセミナーでは、モンゴル国立大学法学部私法学部講師であるブヤンヒシグ・バトエルデネ氏による「モンゴルにおける商業登記制度について」と題する講演と、チングルティ区民事第一審裁判所判事であるバヤルマー・ニヤムドー氏による「モンゴル民事裁判手続における挑戦的課題」と題する講演が行われました。

以下、両氏による発表及び質疑応答の概要を御紹介します¹。

¹ 内容がやや不明確な箇所も含まれているが、発表者による発表内容をほぼそのまま記載した。

第2 「モンゴルにおける商業登記制度について」（ブヤンヒシグ・バトエルデ ネ氏）

1 発表概要

(1) 改めてこんにちは。今回の共同研究に参加する機会があり、さらに発表する機会もあり、非常にうれしく思っております。

去年の共同研究においてもモンゴル側から、モンゴルの商取引法の制度がどうなっているかについて発表しました。今回は、私から商業登記制度について発表することになりました。皆さんと意見交換をしながら続けたいと思います。また、モンゴルの法人登記について、日本の制度と多少比較しながら発表したいと思っています。

(2) まず、モンゴルの商業登記がどのようにになっているかについて説明します。日本と同じように、モンゴルにもいくつかの商業登記に関する実体法があります。民法、会社法、国家登記基本法、法人登記法、租税基本法、企業収入税法、個人収入税法です。その中で、主に民法と会社法の規定が、商業登記に関して適用されています。

なお、最近、中小企業法が廃止されました。その法律の制定理由と廃止理由ですが、中小企業法は、モンゴルの経済が不況になり、不況時を対象に制定されましたが、少し経済状況がよくなつたので廃止されたのだと推測しています。

来日してから、経済発展はどこまで続くべきかについて改めて考えることになりましたが、モンゴルの商法などに関する法制度においても、やはりたくさんの法規制などが必要だと思いました。

登記に関しては、国家登記基本法と法人登記法の2つの法で定められています。モンゴルでは、まだ、商業概念が法律に定められておらず、この2つの法律のみによって会社等の登記関係が記録されています。

登記といえば、国家機関が行う制度としては公法に関するものですが、税務なども国家の利益とも関連します。モンゴルでは、税に関して3つの法、すなわち、租税基本法、企業収入税法、個人収入税法があります。

加えて、商業登記に関しては、モンゴル最高裁判所の法令解釈²や法務省の省令³などもありますが、時間が限られておりますので、それら

² 法人登記法のある条項についての法解釈（2006年2月20日第7番）、事業組合及び会社法第30条のある条項についての法解釈（1997年12月23日第474番）、組合法のある条項についての法解釈（2007年6月18日第26番）、事業活動の特別許可に関する法のある条項についての法解釈（2009年3月31日第9番）

³ 条約により設立された政府間組織、その代理事務所を国家登記に登録することに関する規則（法務省及び外務省）、印鑑及び標を作成する活動の監視に関する規則、法人の支店

の説明は省略します。

(3) 営利法人についての学者たちの意見に移ります。

モンゴルでは、営利法人に関する法規定が十分ではありません。モンゴルの会社法の構成に対しては、多数の学者たちからすごく厳しい批判があります。批判の内容としては、会社法では株式会社と合同会社に関する規定が混在しているため、実務において色々な混乱が起きているというものです。日本人の皆様に聞きたいと思っていますが、合同会社と株式会社の規定を混在して規定することは考えられますか。

あとは訴訟法においても、モンゴルでは、会社法における株主の権利が実質的に実現できるよう、それについて審理する手続法規定も欠けているという問題があります。日本に来て、疑問に思ったことは、法人の支店がいっぱいあり、例えば、そのうちのある支店に対して訴訟を起こしたい場合には、その支店の所在地を管轄する裁判所に訴訟を提起しているのか、それとも本店の所在地を管轄する裁判所に訴訟を提起しているのかという点です。皆様から裁判管轄についても聞きたいと思っております。この点を聞く理由は、モンゴルにおいては、裁判管轄などに関する手続法の規定が欠けているという問題もあるからです。

(4) 次に、会社の設立手続について発表したいと思いましたが、日本の設立過程と同じと聞いたので、短く説明して、次の話題に移りたいと思います。

会社の設立の過程としては、設立の会議が行われて、会議の議事録などを提出する、会社設立する決定を下すなどの一般的な過程があります。例として、モンゴルと日本の合弁会社を設立する場合を申し上げたいと思います。これは、モンゴルの新国際空港プロジェクト、日本とモンゴル国家が合弁して設立する会社の例です。その合弁会社の場合も、必要書類を提出する過程を経て設立されましたが、会社設立する際の最も重要な書面の一つは、定款です。

定款については、会社法にも具体的に規定されています。

モンゴルでは、会社を設立する場合は、取締役を選任し、事業形態を選んでいることが多く、英米法と異なり、監査役制度は、実務において、それほど採られていないこともあります。

外国人がモンゴルにおいて、会社を設立する場合にどのような手続、要件が必要とされているかについて説明します。外国人であっても、モンゴル国民と同じような要件が必要とされているものもあります。外資会社については他の特別法の規定も適用されますが、それ以外の、外国人が設立者になっている場合には、一般的な設立規定が適用されています。

もっとも、このように外国人が単独で会社を設立する場合には、法律においてはモンゴル国民と平等ですけれども、実質的な困難がいくつかあると思います。例えば、外国人が母国に住みながらモンゴルで会社を設立したい場合などに、実質的な困難があると思います。また、外資会社を設立する場合、資本金に関して要件があります。

しかし、設立後は、外資会社は、土地の所有権以外は、ほとんどモンゴルの会社や国民と同様の権利義務を有します。また、外国人は、モンゴル人と合弁会社を設立することも可能です。

これらを見れば、モンゴルの会社法に基づきモンゴルで会社を設立する場合は、国籍にそれほど注目しない、つまり、国籍によって会社が設立できないということはないことが分かります。

設立した場合は、国家登記機関に記録される手続が始まります。

(5) 登記手続などについては省略して、実際の問題点に移りたいと思います。

モンゴルにおいては、国民登記、法人登記、財産権登記の3つの登記制度があります。

国家登記の基本原則などについてですが、正当性、情報が実質的であることなどの、いろいろな原則が定められています。

モンゴルでは、これから商法を制定することによって商業登記制度を導入する必要がありますが、それについてどのように取り組むかという問題が生じています。

ヨーロッパなどにおいては、商業登記は、その主体の重要な事実や情報を公示する目的で作られた制度として考えられていますが、その点についてモンゴルと日本の考え方は少し異なっている点もあるかもしれません

いと思いました。

(6) 現在、モンゴルに制定されている登記制度といえば、法人登記のみです。

法人登記に関する法令は、2015年と2018年に改正されました。商法における主体としては、会社、組合、外資企業、外国法人の代理事務所があります。

法人登記の種類といえば、新しく設立された法人の登記、変更により設立された法人の登記などがあります。

モンゴルでは、登記機関に法人のファイルがあって、確認書を渡すことができる制度がありますが、これは日本と同じだと思いました。

(7) 次は、登記に関する問題点について移りたいと思います。

まず、この法人登記制度において、商業登記を追加して導入するかという問題が起きています。商業登記は、公開性のある、証拠とすることがで

きる情報が記載されている制度と考えております。現在のモンゴルの法人登記制度は、この商業登記における①公示機能、②国によるコントロール機能、③証拠としての機能の3つを達することができているかと考えてみると、やはりできません。その3つの中で最も重要なのは、公示機能です。モンゴルの法人登記は、実際に公示の役割を果たしているのかという疑問もあります。モンゴルでは、法人登記は、公示されていないけれども、興味のある方は、国家登記機関に申請し、その法人について確認書、写しをもらうことができます。

共同研究で実施された日本の法人登記制度に関する講義によれば、日本の法人登記の場合も興味がある人⁴が確認証をもらうことができるということが分かりました。モンゴルにおいても写しとか、確認書をもらうことができますが、まだ公示はできません。日本の場合にも公示が実現されているかどうか、それを皆さんから聞きたいと思っています。

モンゴルの登記制度は、国家機関による審査の役割を果たしています。もちろんこの登記制度は、次に起きた事件等に対して重要な証拠になるという役割を十分に果たしています。しかし、申請した興味ある方のみに写しを与えるというのは、公示制度が非常に制限されていると思います。

商業登記は、モンゴルの国家登記制度と異なって、国家というより、司法上の主体向けの制度ではないかと思っています。

ここでドイツの商法の第9条1項を見てみると、「誰でも商業登記を見ることができる」旨定められております。日本の商業登記法の規定を見れば、やっぱり内容が同じではないかと思っています。先程の公示制度については、日本の商法には、例えば第9条に定められております。ドイツ法にも色々な規定があるのだけれども、このような内容の公示制度についての規定は、モンゴルの登記法にないと思いました。日本の公示制度についての規定とドイツの公示制度については、概要は同じではないかと思っていますが、ドイツの公示制度の場合は、全体的に公示されているのではないかと解していく、日本の場合は、公示制度の手段として、確認書、写しなどにより、公示を行っているのではないかと思い、ドイツと日本の公示制度には、そのような内容の違いがあると思いました。

問題は、これからモンゴルにおいて公示制度をどのように導入するかだと思います。つまり、確認書、写しなどによって興味のある方のみが登記

⁴ 質疑応答でも、会場にいた聴講者より、「興味のある」とはどのような意味で使っているのかとの質問があったが、ブヤンヒシグ先生からは、その意味についての明確な回答はなかった。なお、共同研究参加者に対しては、日本では、誰でも手数料を納付して登記事項証明書の交付を請求することができ、申請者に興味があるかないかには関わらない旨を説明した。

の情報を見ることができるか、それともドイツのように興味がなくても全ての人に公開される制度を導入するかについても決定しなければならないと思います。例えば、日本の公示制度を導入するとなったら、現在のモンゴルの登記法に改正として、日本の規定を追加すれば、その制度を導入できます。それに対して、ドイツの公示制度を導入するのであれば、モンゴルの法制度を全体的に改正しないといけないということになります。

モンゴルにおいて登記制度における実務的な問題といえば、法人の不実の情報が記載されたとか登記につき第三者が知らずに契約を締結するなどの問題が起きています。

モンゴルにおいて、法人登記をより広い意味で考えていくべきか、若しくは、商業登記制度を受け入れるか、どちらを選ぶかという問題に直面しています。法人登記制度のみの場合、どのような弱点があるか少し述べたいです。

現在の法人登記制度は、登記に関して事件が起きた場合には、その登記について知らなかった人は、自分で努力して登記などの確認書や写しを申請し、法人などについての情報を得るべきだったとなっている点は弱点だと思います。商業登記を導入するとなったら、やはりその商人、事業者などについての情報をだれでも見ることができる公示制度を導入する必要があると思います。もっと詳細な情報が必要となる場合は、確認証、写しなどを申請して見ることができる、そういう制度を作った方がよいのではないかと思っています。

(8) 登記について実務的な問題の2番目は、モンゴルでは、個人事業者は、法律上、登記義務がない事業者となっている点です。モンゴルの商業においては、個人事業者が3分の1を占めています。この個人事業者を登記する必要性があるかどうかについては、学者たちの意見が分かれています。

日本の法人登記に関する講義で、斎藤隆夫先生は、日本では全ての主体を登記する必要はない⁵、と述べていました。先ほど述べた登記の3つの機能、すなわち、①公示機能、②国によるコントロール機能、③証拠としての機能のうち、国によるコントロール機能を考えてみると、国家の利益から考えると、モンゴルでは、すべての事業者に対して、個人、法人といわず、すべての事業者に対して登記を行うべきだということが主張されています。

日本の商業登記制度は、古典的な⁶商業登記制度を実現できていると思

⁵ ブヤンヒシグ氏は登記義務のことを述べていると思われる。

⁶ 通訳を行ったダンバ・ガンフレル氏に確認したところ、「古典的」と訳した言葉は、英語でいうと classic に該当する言葉とのことである。

います。日本の商業登記に関する法令を読んでみたら、すべての事業者が登記する必要がないということが分かり、日本の商業登記制度の趣旨は、国家による運用というより、商業関係に、より注目していることが分かりました。日本の法人登記に関する講義を受け、日本では、国家による運用も実現できていますし、商業関係に注目した役割も果たしているということも分かりました。

モンゴルの場合は、国家登記制度による運用及び審査が非常に重要視されているため、すべての事業者を登記すべきという考え方は、国家側の政策です。ところが、モンゴルには、法律上、法人登記制度しかないので、個人事業者が登記義務を負うとしたら、その事業を個人ではなく、法人の形に変更する義務を負うことになります。もし、個人事業者を登記しない場合は、国家による運用及び審査が実現できないという状況もあります。この点については、事業者側の利益を考えず、国家の審査役割のみを考えているということになります。個人事業者の登記については、法律によつて、その事業活動を運用する必要があるけれども、モンゴルでは、どのような手段で登記するかについて学者の意見も分かれており、多数説もないという直面している問題があります。

これで発表を終わります。御静聴ありがとうございました。

2 質疑応答

発表後、会場からは、「日本では、多くの人は法人登記簿の内容について、証明書を申請すれば誰でも取得することができて、それによって情報公開が行われていると思ったのだが、モンゴルのその辺りの考え方を教えてほしい。」との質問がなされた。ブヤンヒシグ氏より、誰でもインターネットで閲覧できるような状況になっておらず、興味のある、登記官に申請をした者のみが証明書を取得できるというのは、公示が制限されているのではないかとの意見が出され、公示とは何かについて議論した。

なお、ブヤンヒシグ氏は、手数料が印刷等にかかる実費であれば公示といえるが、サービス料を含めているのであれば、公示といえないのではないかとの意見を述べていた。

また、会場からは、「『興味がある者』と述べているが、『興味がある者』とは『利害関係がある者』という意味で、モンゴルでは利害関係がないと証明書の申請ができないのか。」との質問がなされた。ブヤンヒシグ氏からは、モンゴルの国家登記機関は、申請者に利害関係があるかどうかは確認しておらず、申請があれば誰にでも証明書、確認書を渡すことができている旨の説明があった。



【ブヤンヒシグ氏による講演の風景】

第3 「モンゴル民事裁判手続による挑戦的課題」(バヤルマー・ニヤムドー氏)

1 発表概要

(1) 先ほど紹介いただいたとおり、バヤルマーと申します。これからモンゴル民事裁判手続法における挑戦的な課題、いわゆる直面している問題などについて発表したいと思います。この共同研究が始まる前に日本側からは、モンゴルの民事訴訟法におけるいくつかの問題点について指摘し、その問題点について発表してくれませんかというリクエストが来ましたが、残念ながら、そのような問題はモンゴルの民事訴訟法に具体的に規定されていない問題でした。そこで、私は、それら現実に起きているいくつかの問題について発表する準備をしました。

まずは、モンゴル民事訴訟法の進歩並びに法源について、すなわち、民事訴訟法の歴史は、いつからか始まって、それで今現在どうなっているかについて紹介したいと思います。

二番目には、現行民事訴訟法の特徴などを中心に紹介したいと思います。三番目に、民事裁判手続における挑戦的課題について発表します。現在、モンゴル民事訴訟法の改正が、学者たちの中でも議論されているところですが、改正だけではなくて、新しく改正した法律を制定することも議論の中に入っていて、それを三番目のところに紹介したいと思います。

なお、モンゴル国裁判所の2015年～2018年レポート、モンゴル民事訴訟法典(2002年)、「モンゴル民事訴訟法」(Mカニットラ, 2015年)、モンゴル民事訴訟法改正案、モンゴル民事訴訟法の改正の必要性に関する研究会議での議論及び助言を参考資料として紹介します。皆さんも興味があれば、これらの資料からモンゴル訴訟法の色々な問題点を知ることができます。近年は、モンゴルの裁判は、前より公開されていて、

数値、統計などについては、モンゴル語で書かれているけれども、インターネットでも調べて見ること、手に入れることができるようになりました。

(2) 皆様、それでは早速、モンゴル民事訴訟法の進歩並びに法源に移りたいと思います。

モンゴルの民事訴訟法を制定されたときから考えてみれば、2つに分けて考えることができるのでないかと思います。すなわち、1921年以前と1921年以降の2つに分類することができます。

何故、1921年であるかについて少し紹介したいと思います。その当時は、モンゴルでは独立革命が行われたということに加え、より国際的な文化などについても触れるができるようになった時代です。

1921年以前のモンゴルにおける民事訴訟法の特徴と言えば、まずは、民事訴訟法という制定された法律はありませんでした。当時は、清国がモンゴルも支配していましたが、中国人やロシアとの貿易があり、その貿易などに関連する規則などが制定されたことはありました。

1921年以降の時代に、モンゴルで初めて民事訴訟法が定められ、「民事責任を課す法」という名で制定されました。この1952年と1967年の「民事責任を課す法」は、名だけを見ても、現行民事訴訟法と原則として違うということが分かります。現行民事裁判手続法の場合は、直訳すると「モンゴル民事裁判手続法」になりますが、その昔の民事訴訟法は、「民事責任を課す法」として制定されているから原則としては全然違います。

原則がどうして異なっているかについて、理由を挙げますと、1991年まではモンゴルは、社会主義国でした。社会主義国では、私有財産が認められないし、民事訴訟は、裁判官の職権により行われていました。

歴史的に、モンゴルの民事訴訟法は、「民事責任を課す法」として定められましたが、現在においては、民事裁判手続法であり、当事者主義の原則が採用されています。モンゴルの現行民事訴訟法は、制定するときには、ドイツの教授たちからの助言を参考して草案を作成しましたので、ドイツの民事訴訟法の原則なども導入されている部分も少なくないです。

(3) 直面している課題に移る前に、皆さんにとっておもしろいかも知れませんから、民事訴訟法の統計などを紹介したいと思います。

裁判所は、三権分立の一つである司法権を担っており、モンゴル憲法にも原則、基本となる規定が定められています。

モンゴルには、第一審裁判所は、刑事、民事、行政の裁判所全部を併せて98の裁判所があります。刑事と民事の控訴裁判所は25になります。行政事件の控訴裁判所は1か所です。最高裁判所も1か所です。

一審の裁判制度についてですが、モンゴルには、スムという、村と性質が近いモンゴルの地域単位があり、そのスムの第一審裁判所があります。あとは、スム巡回裁判所、つまり、いくつかのスムの中に第一審裁判所があります。また、区の裁判所があります。

モンゴルには、県がありますが、県の裁判所といえば、控訴裁判所が存在しています。

最高裁判所は、第三審になります。

モンゴルにおいて、裁判制度は、扱う事件によって、刑事事件、民事事件、行政事件の3つに分類されています。最も事件数が多い裁判所の種類といえば、民事裁判所であり、2018年の統計ですが、モンゴル全体において、4万8000件の事件が審理されたという調査結果があります。ここで民事裁判所が扱っている事件の種類などについて少し話しておきたいと思います。商法の事件の場合は、民事だけではなくて、行政に関する法令なども関連しますので、行政裁判所が審理している事件の類型や件数も入れました。民事裁判所では、民法における紛争21, 616件、会社法における紛争35件、破産法における紛争15件、家族法における紛争4, 566件などが審理され、行政裁判所では、土地に関する紛争416件、天然資源に関する紛争154件、不動産登記に関する紛争65件、租税に関する紛争59件などが審理されました。モンゴルで商法典が制定されたとしたら、やはり民事裁判所が扱う商法の事件と、行政裁判所が扱う商法の事件が生じ、裁判管轄に関する問題も生じうると考えています。

民事事件と、行政事件の管轄に関する問題に対しては、いくつかの行政立法も定められています。民事裁判所においては、国民の財産及び人的権利が侵害された事件に対しては、その事件に対して管轄、権限を有するという基本的な原則があります。ところが競争法に関する事件の場合のほとんどが、行政裁判所が扱っています。なぜならば、競争法に関する事件では、行政処分及び行政行為が問題、争点になるからです。具体的な例を申し上げれば、2人の事業者があつて、その事業者が争ったときに、最終的には、行政機関が行政処分を下したら、2人の事業者の間に争いがあるけれども、まずは行政訴訟を提起することが多いです。ここでは、商法に関する事件については、このような手続法における裁判管轄の問題もあるということを伝えたいです。

なお、ここで示している数字は、トータルの数字は、先ほど述べた4万8000件になりませんが、それ以外の種類の紛争もまだあるからです。

(4) 民事裁判手続の基本原則に移ります。

民事訴訟法の基本原則としては、当事者主義、裁判所による聴取の原則、

裁判公開・口頭・連續の原則、司法権を裁判所のみが行使する原則、適法な裁判所及び裁判官による事件審理の原則がありますが、これらの原則を見れば、モンゴルの民事訴訟法典の内容、趣旨について、皆様分かると思います。

私個人の意見ですが、2002年の現行民事訴訟法典は、近代化されて、より体系化された、よい法律だと思っています。

改正されるところも何点もありますが、それぞれの原則がどのような概念かを紹介したいと思います。

最も重要な原則は、当事者主義であると言いたいです。当事者主義の中には、2つの要素があると考えています。まずは、処分権主義です。民事裁判手続における当事者は、訴訟の開始、終了、継続については、自分で決める権利が定められていますので、モンゴル民事訴訟法にも処分権主義もあることを示しています。今後の民事訴訟法の改正によって、この処分権主義にも追加する部分があります。当事者は、訴訟を開始する、終了させることができます。終了させることに関しては、混乱させる条文がいくつかあります。例えば、訴えを提起した原告側は、訴えを取り下げることができます。その件について訴訟を起こすことができません。私は、この場合と、一時的に取り下げて、つまり、今回は取り下げて、また訴訟を提起する権利を持続することを、区別して考えるべきだと思いますが、民事訴訟法典においては、その区別が見えません。

二番目に弁論主義です。弁論主義は、実務において、少し狭義の意味で適用されている面もあります。弁論主義の最も重要な点は、証拠などについては、当事者が提出する、自分の主張を自ら立証する責任を負うという点です。その原則は、訴訟開始時点からも始まると思いますが、弁論を狭義の意味で考えて、法廷でのディベートと考えているという問題も一応あります。

モンゴル民事訴訟法において、一定の事件においては、職権主義が適用されます。

弁論主義の適用に関してですが、控訴裁判所と最高裁判所の法廷においては、証拠を提出することができません。

今述べた原則、主義は、モンゴルの民事訴訟で基本的なものですが、それ以外にも裁判所による聴取の原則など色々な原則があります。裁判所による聴取の原則の中には、もちろん権利利益が侵害された方が訴訟を提起することも含まれているし、それより広い意味で、外国人であつたら、法廷で自分の母国語で話し、通訳者によって裁判官に聞かせる権利に関する規定もその原則に入っています。その規定は、民事訴訟法の総則にありま

す。

次の原則は、裁判公開、口頭、連續の原則です。この原則は、モンゴルが民主主義の国になっていることを表現していると思います。国民の審査の下に、裁判手続が行われているということを表す原則だと思います。もちろん、個人の秘密やプライバシーに関連する法廷会議が行われる場合は、全体的に、又は、部分的に非公開とされます。

次は、裁判手続が開始する根拠について、モンゴルでは現在どうなっているかについて少し紹介したいと思います。

その民事裁判手続は2つの種類があります。まずは、弁論主義が古典的に適用されている通常の裁判手続、もう一つは特別の手続です。

実際に紛争が起きた場合に訴訟が提起されて行われる裁判では、通常のルールに従います。

紛争のない法的結果のある状況を裁判所に判断させる目的で申し立てることによって開始する裁判では、特別な手続ルールに従います。

そして、法に定められた者の違法な決定及び活動を訴える申立てといった不服による民事裁判手続がありますが、その点については、少し疑問点があります。というのも、紛争がありますので、通常のルールに従うべきですが、他方、行政機関の決定などに対して不服があるため開始される訴訟のため、民事裁判所がこの事件を扱うことについては少し疑問が残ります。

(5) 次の話題に移ります。

モンゴル民事訴訟法において、個人と法人を区別して適用される規定があるかどうかについてですが、結論を言えば、そういう差、区別は、原則としてないです。事業者であっても消費者であっても、期間の計算など民事訴訟法の手続は全く同じです。ただ、代理権についてのみが、例えば、法人であれば、誰が法人を代理するかについては、特別のルールがあります。

(6) 次の話題ですが、モンゴル民事訴訟法の改正案において、議論されている課題としては、処分権主義や弁論主義といった民事訴訟法の原則を十分かつ正当に定義した上、法律に定めること、民事訴訟法における代理人の規定を再検討し、正当に定義すること、事前会議の段階を規定化すること、第三審裁判所の審理範囲を明確にすること、現在の技術発展に基づき新たな種類の証拠を確定する、保護する、又は、評価すること、裁判手続の遅延問題及び難しさを解消することができます。

重要な点のみ話していきたいと思います。

改正案の審議会としては、民事訴訟法における基本原則などについても

改めて直すところは改正される必要があると考えています。その点については、弁論主義と処分権主義などについて前に述べたことと一緒にです。

また、代理人の規定を再検討しないと、実務において代理人に関して少し問題が起きています。日本の民事訴訟法を少し見ましたが、その中には、制限行為能力者の代理人について規定がありました。その代理人の場合は、つまり、ここでいっている代理人は、法律家、弁護士でない場合ですね。モンゴルの民事訴訟法においては、依頼者が依頼することにより行為能力のない者を代理することができるという規定が定められています。また、依頼者の代理人になっている方は、弁護士ではないことも多いです。それによって、弁護士の社会的の役割というか、裁判において当事者を代表するという、その任務を考えた場合、やはり、民事裁判法廷において、誰でも代理人として当事者を代理することができるという規定は、専門家である弁護士にとって不利益ではないかと疑問点もあります。

私個人の意見ですが、裁判手続が遅延することもモンゴルにおいても一般になっていますので、その状況を踏まえて、迅速性を考え、事前会議手続を法案に入れることを考えています。先ほど、日本の民事訴訟法典を見ましたが、147条の2に訴訟手続の計画的進行というルールがありました。モンゴルの改正案に入れたい内容もこれと同じという印象を受けました。モンゴルにおいては、事前会議がないから、裁判法廷で法廷会議が行われるまでは、裁判官は、当事者と顔を合わせないことがあります。そういうことがありますので、やはり事前会議という制度を受け入れた方がよいのではないかと思っています。

次の問題点ですが、最高裁判所の審理範囲を再検討する必要があるのではないかと思っています。モンゴルでは、最高裁まで上告する事件の数がかなり多いです。上級裁判所は下級裁判所が認定した事実について再認定しないということについては、モンゴルでは、上級裁判所が再認定していることがあります。それが問題となっていますので、やはり、認定しない方が妥当ではないかという考え方も存在しています。

次の問題点ですが、技術発展により新たな種類の証拠も裁判手続において提出されていることがあります。皆さんにとっては当たり前であるかもしれません、モンゴルにおいては、Eメールの情報や電子化された情報、SNSでやりとりしたそれらの情報などが証拠になるか、なるとしたらどのように評価すべきか、という問題に直面しています。

あとは、どの国でもそうですが、当事者から裁判手続が長いという意見が出ると思います。その問題についても再検討して解決することも考えています。

(7) 最後に個人としての意見を紹介したいと思います。

第一番目は、前に述べた不服による民事裁判手続についてです。私個人としては、次のことは、早く決定しなければならないと思っています。憲法によれば、民事裁判所は民事の事件のみを扱う裁判所です。けれども、現在、手続法の傾向はどこに向いているかといえば、行政裁判所です。刑事裁判所が刑事事件を、行政裁判所が行政事件を扱い、その他の事件は民事裁判所が扱うべきという、民事裁判所を普通裁判所みたいに考えている、そういう傾向があります。もしそうであるなら、憲法において民事裁判所は普通裁判所であるという内容を規定すべきだと思います。

残り時間が短くなっていますので、証拠の収集措置における裁判所の参加が低下していることについても民事訴訟法改正案には入れるべきだと思いますが、省略しましょう。

改正案の中に、商業関係の特質、つまり、迅速に行うなどの原則に対応する規定も入れた方が妥当だと考えています。これはあくまでも私個人の結論、個人の意見です。もし民事訴訟法の改正で、この商業関係に関する事件の迅速性を入れるのであれば、商法の通則などについても規定された法典があるべきだと思います。商法典が制定されれば裁判官判決についても規定しないと、実務において混乱する問題も生じる恐れがあります。

まとめを述べますと、モンゴルの商法が発展することとともに、民事訴訟法の規定もそれに応じて発展、進まなければならぬと考えています。

御静聴ありがとうございました。

2 質疑応答

発表後、会場からは、民事事件の遅延の原因の分析がなされているかなどの質問があり、バヤルマー氏より、弁護士ではなくても誰でも代理人になることができるところから、資格や知識がない人が代理人となった場合、証拠提出についても分かっておらず、より時間がかかる旨の説明があった。

また、会場からは、日本では本人訴訟を認めているが、モンゴルでは認めているのかとの質問がなされ、バヤルマー氏より、第1審から第3審まで本人訴訟を認めている旨の説明があった。



【バヤルマー氏による講演の風景】

第4 おわりに

今回、モンゴルの登記制度や民事訴訟法の概要を知る良い機会となつたばかりではなく、これらの発表を通じて、モンゴルにおいて現在直面している問題や議論されている事項についても知ることができ、大変、有意義な機会となりました。

このようなセミナーを開催してくださった公益財団法人国際民商事法センターの皆様、そして御参加くださいました参加者の皆様にも、心より感謝申し上げます。

ありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 青木